

県民意見整理台帳

「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」（改正素案）に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

○ 意見募集期間 令和4年12月15日(木曜日)～令和5年1月13日(金曜日)

○ 提出された意見の概要

- ・意見提出件数 30件
- ・意見提出者数 個人0人、団体8団体
- ・意見別の内訳

意見内容の分類	件数
I 基本的な考え方	17件
II 避難行動支援	2件
III 避難生活支援	5件
IV 広域支援	6件
合計	30件

○ 意見の反映状況

県の考え方	件数
A 新たな指針案に反映しました。	27件
B ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	2件
C 今後の施策運営の参考とします。	1件
D 反映できません。	0件
E その他（感想や質問等）	0件
合計	30件

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

令和5年3月

■「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」（改正素案）に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和4年1月13日（金）

受付番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
1	I	1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 避難誘導旗の製作 鎌倉市 P13 ○好事例内の記載内容において、5行目の「率先避難者」の前に「津波発生時の」を追加した方が良いと思います。	A	ご意見について13ページの記載に反映しました。 （変更前）鎌倉市では、地域にお住まいの皆さんや事業者の方々に、率先避難者として、避難誘導に活用していただくことを目的に、平成29年度より誘導旗（オレンジフラッグ）を製作し、配布しています。 （変更後）鎌倉市では、地域にお住まいの皆さんや事業者の方々に、津波発生時の率先避難者として、避難誘導に活用していただくことを目的に、平成29年度より誘導旗（オレンジフラッグ）を製作し、配布しています。
2	I	1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 避難誘導旗の製作 鎌倉市 P13 ○好事例内の記載内容において、9行目の「津波フラッグ制定」を「津波フラッグ導入」に変更した方が良いと思います。	A	ご意見について13ページの記載に反映しました。 （変更前）この誘導旗は、法改正等による令和2年6月の津波フラッグ制定に伴いデザインを変更し……（以下略） （変更後）この誘導旗は、法改正等による令和2年6月の津波フラッグ導入に伴いデザインを変更し……（以下略）
3	I	1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 避難誘導旗の製作 鎌倉市 P13 ○好事例内の記載内容において、11行目の「鎌倉市における」を削除した方が良いと思います。	A	ご意見について13ページの記載に反映しました。 （変更前）今後も鎌倉市における統一した避難誘導の目印として……（以下略） （変更後）今後も統一した避難誘導の目印として……（以下略）
4	IV	4 広域支援 4-1 広域支援体制の確立 4-1-2 縣市町村及び関係団体との支援体制の確立 P64 【神奈川DWAT】 ○神奈川DWATの説明の中で「福祉的支援」との記載があります。ガイドラインでは「福祉支援」となっており、またチーム員は福祉の専門職であるにも関わらず、「的」が入ることで曖昧になったり責任を回避する印象があり違和感があります。「的」は必要でしょうか。なお、活動内容としての「その他、必要な福祉的支援」の「的」は、要綱のとおりでもあり違和感ありません。	A	ご意見については、64ページの記載に反映しました。 （変更前）福祉的支援を行う神奈川県災害派遣福祉チーム （変更後）福祉支援を行う神奈川県災害派遣福祉チーム
5	IV	4 広域支援 4-1 広域支援体制の確立 4-1-2 縣市町村及び関係団体との支援体制の確立 P64 【神奈川DWAT】 ○主な活動内容のひとつで「要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への移送検討」とありますが、要綱では「移送検討」ではなく「誘導」としています。	A	ご意見については、64ページの記載に反映しました。 （変更前）福祉避難所等への移送検討 （変更後）福祉避難所等への誘導
6	IV	4 広域支援 4-1 広域支援体制の確立 4-1-2 縣市町村及び関係団体との支援体制の確立 P64 【神奈川DWAT】 ○チーム員の資格のうち<職種>の表記について、手話通訳者と地域包括支援センター職員の順序が要綱と入れ替わっています（要綱は手話通訳者が後）。	A	ご意見については、64ページの記載に反映しました。 （変更前）児童指導員、手話通訳者、地域包括支援センター職員 等 （変更後）児童指導員、地域包括支援センター職員、手話通訳者 等
7	I	1 基本的な考え方 1-2 要配慮者の定義と特徴 P3 ○要配慮者と避難行動要支援者の概念図 について →図の見出し（タイトル）が必要かと思ひます。 例）図○ 要配慮者と避難行動要支援者との関係	A	ご意見について3ページの記載に反映しました。 （変更前）（概念図の見出しの記載なし） （変更後）概念図の上部に「図1. 要配慮者と避難行動要支援者との関係」を追記

8	I	1 基本的な考え方 1-3 自助、共助、公助 P9 ○p3と同様に 図の見出し（タイトル）が必要かと思ひます。 例）図○ 自助・共助・公助の関連	A	ご意見について9ページの記載に反映しました。 （変更前）（概念図の見出しの記載なし） （変更後）概念図の上部に「図2. 自助・共助・公助の関連」を追記
9	I	1 基本的な考え方 1-6 啓発・訓練、受援力 1-6-3 受援力の強化 P19 ○海老名市の事例 図と紹介文字が重なっている 図もぼやけており見にくいように思ひます。	A	ご意見について19ページの記載に反映し、写真と紹介文字の重なりを改善しました。また写真についても、より鮮明なものに差し替えました。
10	II	2 避難行動支援 2-1 避難行動要支援者 2-1-4 個別避難計画 P27 ○（2）、（3）は文末に句点（。）を打たないのであれば（すべて体言止め）、箇条書きの方が見やすいように思ひます。	A	ご意見について27ページの記載に反映し、（2）（3）の文末に句点を加筆しました。
11	III	3 避難生活支援 3-1 避難所等 3-1-1 一般の避難所における支援 P37 ○多目的トイレ→バリアフリートイレ に名称が変更されています。 「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」令和3年4月 国土交通省	A	御意見について37ページの記載に反映しました。 （変更前）多目的トイレ、オストメイト対応トイレの仮設 （変更後）バリアフリートイレの設置
12	III	3 避難生活支援 3-5 医療的ケア 3-5-2 災害発生後の対応 P53 ○2 在宅酸素療法や人工呼吸療法 川崎市で取り組まれている先進事例記載の検討もしても良いように思ひました。 ・医療的ケア児者への発災時の電源確保事業 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000131683.html ・発災時の電気自動車等を活用した人工呼吸器用の外部バッテリーへの給電検証 https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000131/131683/houkokusyo.pdf	A	ご意見について55ページの記載に反映し、川崎市の医療的ケア児者への発災時の電源確保事業を好事例として加筆しました。
13	III	3 避難生活支援 3-7 外国人 3-7-1 平時からの準備 P59 ○図の紹介文が次ページにまたいでおり、読みにくい（見にくい）ように思ひます。	A	ご意見について60ページの記載に反映し、図と紹介文を同一ページにまとめて記載しました。
14	IV	4 広域支援 4-2 外国人 4-2-4 県の広域支援 P66 ○枠内の文章（独）日本学生支援機構東京日本語教育センターと改行せずに表記した方が良いと思ひます。	A	ご意見について66ページの記載に反映し、改行せずに記載しました。
15	I	1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 P12 ○「【情報伝達手段の例】 聴覚障がい者」における記載内容において、「アイドラゴン1」は商品名であるとともに、2018年からは「アイドラゴン4」として販売されているため、削除した方が良いと思ひます。	A	ご意見について12ページの記載に反映しました。 （変更前）FAX、緊急速報メール、聴覚障がい者用情報受信装置（アイドラゴン1）、防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、見えるラジオ、テレビのデータ放送（Lアラート）が有効である。 （変更後）FAX、緊急速報メール、聴覚障がい者用情報受信装置、防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付）、各自治体が発信するメール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、テレビのデータ放送（Lアラート）が有効である。

16	I	<p>1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 P12</p> <p>○「【情報伝達手段の例】 聴覚障がい者」における記載内容において、自治体はSNSとともに、従来からのEメールによる情報発信（山北あんしんメールなど）も併用しているため、「SNS」の前に「各自治体が発信するEメール」の文言を追加した方が良いと思います。</p>	A	<p>ご意見について12ページの記載に反映しました。 （変更前）FAX、緊急速報メール、聴覚障がい者用情報受信装置（アイドラゴン）、防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、見えるラジオ、テレビのデータ放送（Lアラート）が有効である。 （変更後）FAX、緊急速報メール、聴覚障がい者用情報受信装置、防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付）、<u>各自治体が発信するメール</u>、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、テレビのデータ放送（Lアラート）が有効である。</p>
17	I	<p>1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 P12</p> <p>○「【情報伝達手段の例】 聴覚障がい者」における記載内容において、「見えるラジオ」は終了しているため削除した方が良いと思います。</p>	A	<p>ご意見について12ページの記載に反映しました。 （変更前）FAX、緊急速報メール、聴覚障がい者用情報受信装置（アイドラゴン）、防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、<u>見えるラジオ</u>、テレビのデータ放送（Lアラート）が有効である。 （変更後）FAX、緊急速報メール、聴覚障がい者用情報受信装置、防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付）、各自治体が発信するメール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、テレビのデータ放送（Lアラート）が有効である。</p>
18	I	<p>1 基本的な考え方 1-2 要配慮者の定義と特徴 P6</p> <p>○表「身体障がい者」における「盲ろう者」の「一般的な特徴」内、「障がいの状況により、触手話、触手話、接近手話・・・」とあるが、触手話が2つある為、一つ削除をした方が良いと思います。</p>	A	<p>ご意見について6ページの記載に反映しました。 （変更前）視覚障がいと聴覚障がいの2つの障がいを併せ持っている。障がいの状況により、<u>触手話、触手話</u>、接近手話、指文字、指点字、手のひら書きなど、コミュニケーション手段がまちまちである。 （変更後）視覚障がいと聴覚障がいの2つの障がいを併せ持っている。障がいの状況により、<u>触手話</u>、接近手話、指文字、指点字、手のひら書きなど、コミュニケーション手段がまちまちである。</p>
19	I	<p>1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 P12</p> <p>○「【情報伝達手段の例】 聴覚障がい者」における記載内容において、「避難所では、・・・また、手話通訳や要約筆記でコミュニケーションができる指導員等を配置する必要がある。」とあるが、「避難所では、・・・また、手話通訳や要約筆記や手話でコミュニケーションができる指導員等を配置する必要がある。」のとおり、訂正をお願いします。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ12ページの記載を次のとおり変更しました。 （変更前）<u>また、手話通訳や要約筆記でコミュニケーションができる指導員等を配置する必要がある。</u> （変更後）<u>また、手話通訳者や要約筆記者の依頼、手話や要約筆記でコミュニケーションができる指導員等の配置などの対応が必要である。</u></p>
20	I	<p>1 基本的な考え方 1-4 国・県の関連指針と要配慮者支援の流れ P10</p> <p>○P10の「主な指針・ガイドライン」及び、P11「災害時の基本的な流れと要配慮者に必要な対応」の表における、国の「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」に変更をお願いします。</p>	A	<p>ご意見について10ページ及び11ページの記載に反映しました。 （変更前）<u>避難勧告等に関するガイドライン</u> （変更後）<u>避難情報に関するガイドライン</u></p>
21	I	<p>1 基本的な考え方 1-4 国・県の関連指針と要配慮者支援の流れ P11</p> <p>○P10の「主な指針・ガイドライン」及び、P11「災害時の基本的な流れと要配慮者に必要な対応」の表には、基本的な考え方で、「I 発災」からの支援の流れがあるが、全体像の流れの説明であるならば、平時の取組を載せても良いのではないのでしょうか。発災してからできることは少ないと考えれば、平時の仕組みづくりや啓発はとても重要かと思われます。</p>	C	<p>ご意見いただいたページは、市町村の皆さまが発災時に各フェーズでどのマニュアル・指針を参照するとよいのかをわかりやすくするためにフローとして整理した資料です。 発災時に改めて平時の取組を振り返る可能性は低いと考えられることから、本フローには「平時」のフェーズを設けていません。 一方、「平時の仕組みづくりや啓発はとても重要」とのご意見はそのとおりだと思いますので、今後の施策運営の参考とさせていただきます。</p>

22	I	<p>1 基本的な考え方 1-2 要配慮者の定義と特徴 P7</p> <p>○表【要配慮者の一般的な特徴と主な留意事項】の区分「知的障がい者」において、一般的な特徴の記載が「情報や、・・・身体障がいなどが重複している場合もある」とあるが、知的障がい者には発達障がいの特徴もかなり重複しています。よって「身体障がいなど」と記載するも、「情報や、・・・発達障がい、身体障がいなどが重複している場合もある」などとして明記した方が良いと思います。</p>	A	<p>ご意見について7ページの記載に反映しました。 (変更前) 情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、<u>身体障がいなどが重複している場合もある。</u> (変更後) 情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、<u>その他の障がい</u>が重複している場合もある。</p>
23	I	<p>1 基本的な考え方 1-5 情報伝達 P13</p> <p>○【情報伝達の例】において、知的障がい者は「写真、絵カード、具体物などを使って視覚的支援による情報伝達が有効である」と記載があるが、知的障がい者の伝達方法というよりは、自閉症などの発達障がいの情報伝達の例として記載する方が適切かと思えます。知的障がいは軽度であればこの方法も有効ですが、最重度になりますとこの方法も難しい場合もあり、わかりやすい言葉や簡単な言葉で伝えることが必要です。</p>	A	<p>ご意見については、13ページの記載に反映しました。 (修正前) <u>知的障がい者</u> ・写真、絵カード、具体物などを使って視覚的支援による情報伝達が有効である。 (修正後) <u>知的障がい者や発達障がい者</u> ・写真、絵カード、具体物などを使って視覚的支援による情報伝達が有効である。</p>
24	I	<p>1 基本的な考え方 1-6 啓発・訓練、受援力 4 外国人向け啓発・訓練 P16</p> <p>○外国人だけでなく障がい者向け啓発・訓練をきちんと位置付けていただきたい。何度も体験することで身につくことができる知的障がい者にとってより実践的な避難訓練を定期的に行うことが必要です。国連の障害者権利条約で勧告を受けたように特別支援教育という名のもとに分離教育を行っている则要配慮者やその家族が地域で受援力をつけるのは難しいです。生まれた時から地域で育ち、学ぶことが実践されなければ家族で地域のコミュニティーに入ることはかなりのハードルがある。インクルーシブな社会を作ることが大切で常に地域で育つ環境があればある程度の障害があっても顔見知り、助け合いが構築されているので福祉避難所よりも地域の避難所で過ごしたい、過ごせると思う方はいます。</p>	A	<p>ご意見の一部について15ページの記載に反映しました。 (変更前) 市町村は、(中略) 研修や情報伝達訓練・避難訓練を定期的実施することが必要である。 (変更後) 市町村は、(中略) 研修や情報伝達訓練・避難訓練を定期的実施することで、<u>要配慮者の訓練参加機会を確保することが必要である。</u></p> <p>また、障がい者向けの啓発・訓練の実施については今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
25	II	<p>2 避難行動支援 2-1 避難行動要支援者 P25 2-1-1 平時における避難行動要支援者名簿の作成・活用</p> <p>○「個別避難計画の作成」の記載において、「当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む」とあるが、関係者だけの判断に頼ることなく、実践的な避難訓練等を行い、本人の意思決定支援を行い、本人主体の計画を作成することが望ましいと考えます。</p>	A	<p>ご意見について一部15ページの記載に反映しました。 (変更前) 市町村は、(中略) 研修や情報伝達訓練・避難訓練を定期的実施することが必要である。 (変更後) 市町村は、(中略) 研修や情報伝達訓練・避難訓練を定期的実施することで、<u>要配慮者の訓練参加機会を確保することが必要である。</u></p> <p>県としては、市町村に要配慮者の訓練機会を確保していただくことで、個別避難計画のブラッシュアップや市町村と当事者の意見交換の場が確保されるように促していきます。</p>
26	III	<p>3 避難生活支援 3-1 避難所等 3-1-1 一般の避難所における支援</p> <p>1 要配慮者に配慮した環境整備 (4) 情報伝達のための機器等の配備 P38</p> <p>2 相談体制 (3) 相談における意思疎通支援の対応 P39</p> <p>○聴覚障害者についての記載となっているが、情報支援・意思疎通支援は知的障がいも含むべきではないでしょうか。</p>	A	<p>38ページは、コミュニケーションボードなどの記載から、知的障がいも含めた記載となっております。</p> <p>ご意見を受け、39ページの記載に反映しました。 (変更前) (3) 相談における意思疎通支援の対応 上記(1)(2)の実施にあたり、意思疎通支援の必要がある場合は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員を依頼するなどの対応が必要である。</p> <p>(変更後) (3) 相談における意思疎通支援の対応 上記(1)(2)の実施にあたり、意思疎通支援の必要がある場合は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の依頼、<u>コミュニケーションボードの活用や資料のわかりやすい版の作成などの対応が必要である。</u></p>

27	Ⅲ	<p>3 避難生活支援 3-6 メンタルケア 3-6-2 災害発生後の対応 2 在宅の要配慮者に対するメンタルケアの実施 P58 ○ピアカウンセリングでは知的障がい者とその家族へのメンタルケアが不十分と感じました。</p>	B	<p>ご意見のとおり、ピアカウンセリングのみでは、知的障がい者を含む要配慮者やその家族へのメンタルケアの対応として不十分と考えます。 県としては素案記載のとおり、ピアカウンセリングのみならず関係機関やボランティアとの連携に基づく継続的なメンタルケアを基本とすることで、適切な対応に努めます。</p>
28	Ⅳ	<p>4 広域支援 4-1-2 県内市町村及び関係団体との支援体制の確立 P62 ○知的障がい者の中にも近隣市町村での就労・通所や公共交通の利用などして広域にわたり活動しています。居住地以外の災害では孤立することが考えられます。市町村間の支援体制がきちんと整うことを要望します。</p>	B	<p>62ページ記載の取組みを進めることで、市町村間の支援体制の整備に努めます。</p>
29	I	<p>1 基本的な考え方 1-4 国・県の関連指針と要配慮者の流れ P11 ○表「災害時の基本的な流れと要配慮者に必要な対応」の「Ⅳ避難生活支援」に記載がある国の「避難所におけるトイレの確保・運営ガイドライン」については、「運営」を「管理」に修正お願いします。</p>	A	<p>ご意見について11ページの記載に反映しました。 (変更前) 国「避難所におけるトイレの確保・運営ガイドライン」 (変更後) 国「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」</p>
30	Ⅳ	<p>4 広域支援 4-2 外国人 4-2-4 県の広域支援 P66 ○枠内の文章 (独) 日本学生支援機構東京日本語教育センターと改行せずに表記した方が良いと思います。</p>	A	<p>ご意見について66ページの記載に反映し、改行せずに記載しました。</p>